

産婦健康診査とは…

産婦健康診査は、産後うつ予防など産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備を目的として行うものです。実施時期は、出産後2週間前後・1カ月前後で、出産後9週以上は対象外となります。妊娠届出書の提出時に受診票を発行いたします。

対象者

健診受診日時点で二宮町に住民票がある方

助成内容

産後2週間頃と産後1か月頃に各1回ずつ合計2回
1回について5,000円を上限に助成します。

利用方法

1. 補助券の太枠を記入し、受診機関の窓口で提出してください。
2. 受診費用から5,000円を差し引いた額の自己負担となります。
3. 横浜・川崎市内及び県外の病院では、受診する前に医療機関に確認してください。

～償還払い（払い戻し）の必要書類～

1. 母子健康手帳（検査の受診日、結果が記載されているところ）
2. 産婦健康診査費用補助券
3. 領収書の原本（産婦健診の実施が明記されているもの）
4. 申請者名義の振込先の金融機関と口座番号がわかるもの（通帳のコピー等）

《問い合わせ》

二宮町 保健センター 子育て世代包括支援センター「にのはぐ」 TEL71-7100
平日 9:00～12:00 13:00～17:00

